

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により知事等から監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により措置の内容を次のとおり公表する。

令和 7 年 12 月 24 日

岐阜県監査委員	澄 川 寿 之
岐阜県監査委員	安 井 忠
岐阜県監査委員	鈴 木 祥 一
岐阜県監査委員	安 田 典 子
岐阜県監査委員	飯 沼 敦 朗

I 令和7年度定期監査の結果に基づき講じた措置の状況

1 令和7年度

(単位：件)

区分	監査結果 A	措置済 B	今回措置を 講じたもの ※ C	未措置 A-B-C
			C	
指摘事項	23	6	6	11
指導事項	52	17	17	18
検討事項	0	0	0	0
計	75	23	23	29

※「今回措置を講じたもの」については、令和7年12月10日、同月11日及び同月17日に知事等関係機関から通知があったもの

(注) 監査結果の区分については、次のとおり

指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの

指導事項：是正又は改善を求める事項

検討事項：事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は他の機関の監査の結果として所管課に対し是正若しくは改善を求める事項

II 定期監査の結果に基づき講じた措置

1 令和7年度

(1) 監査結果（指摘事項）に基づき講じた措置

健康福祉部

機関名	監査結果	講じた措置
医療福祉連携推進課	<p>令和6年度岐阜県専攻医等確保対策委託業務に係る支出事務において、次の不適正な事項が認められ、支出の原因を確認することなく検査を行い、委託料の全額を支払っていたので、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 仕様書に定める業務実施計画書について、提出を受けていなかった。</p> <p>2 業務が終了していないにもかかわらず、履行期間終了前の日付の業務完了届を受理し、同日に完了検査を行っていた。</p>	<p>(1について)</p> <p>本契約の相手先選定に当たって実施した公募型プロポーザルにおいて業務実施計画の提出を受けており、契約締結に当たって、改めて提出させる必要性がないと誤認していたことによるものである。</p> <p>監査結果を受けて、令和7年度は、当初打合せの際に調整し、決定した業務実施計画を、事業開始後に相手先から書面で提出させた。令和8年度は、事業開始後、速やかに提出を求ることとする。</p> <p>(2について)</p> <p>業務内容であるインターネットホームページの特設サイト作成について、当該サイトを公開する期間を仕様に明記していなかったため、当</p>

		<p>該サイトに記載している県の専門研修プログラムの募集が終了する令和7年2月末までの公開で足りるとして、委託契約の履行期間終了前に業務完了届を受理することに問題はないものと誤認していたことによるものである。</p> <p>監査結果を受けて、令和7年度以降の当該事業においては、ホームページの公開期間を翌年3月31日17時までと明確にしたうえで、全ての業務完了後に完了届の提出をさせ、完了検査を行うこととする。</p>
--	--	---

農政部

機関名	監査結果	講じた措置
里川・水産振興課	令和5年度清流長良川あゆパーク指定管理料の返還に係る収入事務において、精算額の確定日に行うべき調定（1件 262,673円）が1か月以上遅延していたので、今後は適正に処理されたい。	<p>本事案は、郡上市を指定管理者としている清流長良川あゆパークの指定管理料の返還について、郡上市の予算措置を待って調定を行ったため遅延が生じたことによるものである。</p> <p>今後は、指定管理者に対し、精算額の確定までに返還額の準備を進めるよう調整し、確定後は速やかに収入調定を行うことを徹底する。</p>
	県が管理する木製標柱が風により倒壊したことにより、走行中の車両1台を損傷させた1件の毀損事故について、損害賠償金として563,795円の費用負担が発生していたので、施設管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。	<p>本事案は、道路沿いに設置されていた漁業禁止区域を示す木製標柱の根元が劣化し、風により倒壊した際に、通りかかった車両を破損させたものである。</p> <p>事案発生を受け、翌日から県内すべての標柱の点検を行い、強固な基礎に設置されているものを除き、すべての標柱を撤去した。</p> <p>なお、禁止区域については、インターネット上にマップを示して周知を行うこととした。また、現在残置している標柱については、毎年点検を実施し、安全性を確認することで再発防止に努める。</p>

教育委員会

機関名	監査結果	講じた措置
多治見高等学校	<p>物品の管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 物品の管理事務において、タブレット1台（取得価格84,090円）を亡失していた。</p> <p>2 令和5年度の現物実査において、当該物品の所在が確認できず、物品一覧表との不突合が生じていたにもかかわらず、不突合がないものとして所属長へ報告していた。</p>	<p>本事案は、現物実査においてタブレットの現物確認を実施した実査担当者が、生徒に貸与しているタブレットのみを確認して報告していたため、余剰機が亡失していたことを見過ごしていたこと、また、事務担当も、その報告に基づいて現物実査結果のとりまとめを行ってしまったことによるものである</p> <p>今後、「県立学校学習者用タブレット貸与規程」等を正しく理解するとともに、余剰機も含めたすべてのタブレットを、複数の教員で定期的に数量等のチェックを行う。また、事務担当も、現物実査の際に、タブレットの管理状況や貸与状況の記録、及び余剰機の確認などにおいて、教員側との連携を強化して、物品亡失の防止に努める。</p>
	<p>テニス場に設置していた県所有の可動式防球フェンスが突風により倒れたことにより、駐車中の車両を損傷させた1件の毀損事故について、損害賠償金として45,000円の費用負担が発生していたので、施設管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。</p>	<p>本事案は、可動式という必要に応じて移動させられるメリットがあることから、防球フェンスに突風に備えた対策を施していなかったことに起因するものである。</p> <p>本事故後は、フェンスの脚部分に30cm弱の金属ペグを打ち込み、簡単に倒れることがないよう固定する対策を施し、再発防止を図った。</p> <p>また、定期的に見回り点検を実施し、事故の再発防止を図った。</p>
郡上特別支援学校	<p>公務のため手押し式除雪機を操作中、駐車中の車両と接触し、当該車両を損傷させた1件の毀損事故について、損害賠償金として20,658円の費用負担が発生していたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>本事案は、除雪作業前の安全確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>再発防止策として、管理職による事前の安全確認や作業中の監督等を定めた安全作業手順書を作成し、事故防止の徹底を図った。</p> <p>また、令和7年度から、内部統制の独自リスク項目として「除雪作業による物損事故」を新たに設定し、リスク管理の徹底を図った。</p>

(2) 監査結果（指導事項）に基づき講じた措置

健康福祉部

機関名	監査結果	講じた措置
医療整備課	寄託物品に係る物品管理事務において、現物実査の際に寄託先から保管証明を徴収していないものがあったので、今後は適正に処理されたい。	<p>本事案は、令和6年度の現物実査において、寄託物品に係る預り証を徴収してから3～4か月の期間であったため、その写しをもって保管証明に代えられると誤認したことによるものである。</p> <p>令和7年度の現物実査に当たっては、保管証明を徴収して実施した。</p> <p>今後、寄託物品又は貸付物品については、預り証又は借受書の受領時期にかかわらず、現物実査に当たって確実に保管証明を徴収するよう徹底する。</p>
医療福祉連携推進課	岐阜県立衛生専門学校及び岐阜県立看護専門学校校務支援システムの構築及び保守・運用業務委託に係る支出事務において、仕様書に基づき毎月末に該当月のシステム運用・保守の運用状況の報告を受けた上で、業務完了届の提出を受けるべきところ、同報告を受けないまま業務完了届を受理し、検査を行っていたので、今後は適正に処理されたい。	<p>本事案は、毎月のシステム運用・保守の運用状況に係る稼働状況報告書を業務完了届よりも早い時期に受領しなければならないという認識がなく、その両方を翌月の第5開庁日までに受理すればよいと認識していたことによるものである。</p> <p>監査結果を受けて、受託者に対し、仕様書に基づき、毎月末に該当月のシステム運用・保守の運用状況の報告をした上で業務完了届の提出をするよう指示した。</p> <p>今後は、適正な事務処理を実施するべく、担当者、担当係長、会計員及び出納員で当該仕様書について理解の徹底を図り、チェック体制を強化していく。</p>
保健医療課	前年度の傷害保険料の精算に伴う返還金に係る収入事務において、収入科目を（目）雑入とすべきところ、（目）過年度収入としていたので、今後は適正に処理されたい。	<p>本事案は、担当者が収入科目的名称から過年度収入として調定することが適切であると誤認したことによるものである。</p> <p>監査結果を受けて、今後は、会計事務の処理に当たって、岐阜県会計規則だけではなく、総合財務会計システムFAQについても確認するとともに、複数の職員によるチェックを徹底し、再発防止を図る。</p>

	<p>行政財産の目的外使用に係る管理費（3件 127,405円）の収入事務において、県が電気料金を立て替えて支払うときはその支払日に調定すべきところ、最大で21日遅延していたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>本事案は、収入額が確定した日に速やかに調定すべきところ、調定の適切な時期に関する認識が不十分であったことによるものである。</p> <p>監査結果を受けて、今後は、会計事務の処理に当たって、岐阜県会計規則だけではなく、総合財務会計システムFAQについても確認するとともに、複数の職員によるチェックを徹底し、再発防止を図る。</p>
	<p>ぎふこころのLINE相談委託業務に係る契約事務において、一般競争入札にかかる予定価格の算定に当たり、当該業務の日数を1日誤ったことにより、設計金額を17,081,275円とすべきところ、誤って17,243,575円としていた。契約金額は適正に算定した場合の予定価格を下回っていたものの、予定価格が過大なものとなっていたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>本事案は、設計金額の算定にあたって必要な業務日数についての確認を怠ったことによるものである。</p> <p>監査結果を受けて、今後は、設計時に、日数も含め数量について、担当者以外の複数人でダブルチェックを行うようにし、再発防止を図る。特に、日数については、数え間違いが発生しないよう、係内で確認する際にカレンダーで印を付けたものを参考資料に付すようにする。</p>
高齢福祉課	<p>物品の処分事務において、不用決定の手続を行わないまま廃棄されているものがあったので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>本事案は、指定管理者への貸付物品（電動リモートコントロールベッド12台）を処分する際に、「物品処分フロー図」に定める不用決定の手続を行わないまま廃棄していたものであるが、基本協定に基づく指定管理者との備品廃棄の協議において、当該物品が経年劣化等により使用不能かつ補修用部品の在庫もないこと、処分に伴う原材料価格が0円であることを確認していたため、「物品処分フロー図」に基づく他機関での供用可否の判断及び不用決定の決裁を省略していたことによるものである。</p> <p>監査結果を受けて、今後、指定管理者への貸付物品を処分する際には、「物品処分フロー図」に従い、適正な事務手続を行って廃棄する。</p>

農政部

機関名	監査結果	講じた措置
農業経営課	公務中に乗用草刈機を操作した際、石が飛散したことにより、岐阜県就農支援センターの事務・研修棟の窓ガラスを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料44,000円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。	<p>本事案は、乗用草刈機を操作するに当たって、飛散防止のためのネットやシート等を使用せず、安全対策が不十分であったことによるものである。</p> <p>毀損事故を受けて、週1回の駐在所内の会議で、駐在所職員及び研修生に対し、事務所周辺における乗用草刈機の使用を禁止するとともに、乗用草刈機の取扱説明書を再度熟読するよう徹底を図る。</p>
	物品の処分事務において、不用決定に必要な手続を行わないまま廃棄されているものがあったので、今後は適正に処理されたい。	<p>本事案は、物品処分の事例が少ないので、事務処理に不慣れであったことに加え、岐阜県会計規則の関係条文や「物品処分フロー図」等を十分に理解しないまま処理を行ったことによるものである。</p> <p>監査結果を受けて、再度、会計規則等の関係部分を熟読するとともに、会議の際は、フロー図等を添付し、出納員を含め複数の職員で確実に事務が行われているかどうかを確認する。</p>
農業大学校	予定価格が3万円を超える不用物品の売扱に係る契約事務において、2者以上の者から見積書を提出させなければならないところ、特別な理由がないにもかかわらず、1者からしか徴取していなかつたので、今後は適正に処理されたい。	<p>本事案は、不用品の売扱いに係る契約事務において、物品の価値を調査するための参考として見積書を徴取したものの、随意契約を締結する際に当該見積書を契約締結に当たっての見積書と誤認し、再度見積書を徴取しなかったことによるものである。</p> <p>監査結果を受けて、岐阜県会計規則取扱要領第141条関係の規定について、会計担当者全員で再確認を行った。</p> <p>今後は、契約を締結する際には、必要な見積書の徴取など会計規則に則った手続がとられているかについて、複数の職員で確認することを徹底し、再発防止に努める。</p>

林政部

機関名	監査結果	講じた措置
森林活用推進課	<p>概算払されたぎふ森のある暮らし推進協議会負担金の精算事務において、概算払を受けた者が提出した精算書類について、収支等命令者が行うこととされている確認が行われていなかったので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>本事案は、担当者が岐阜県会計規則及び同取扱要領の内容を十分に理解していなかったことに加え、所属内のチェックが不十分であったことによるものである。</p> <p>監査結果を踏まえ、令和6年度に概算払が行われた他の事業についての精算確認を行うとともに、職員全員に概算払における精算方法について周知した。</p> <p>今後は、年度当初に課内での周知を徹底するとともに、会計員、出納員及び収支等命令者による確認を厳格に行うことにより、再発防止に努める。</p>

都市建築部

機関名	監査結果	講じた措置
公共建築課	<p>物品の処分及び不用品の売払いに係る事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 不用決定に必要な手続を行わないまま売却されているものがあった。</p> <p>2 収入の原因となる契約に係る決裁書で売却予定先及び売却予定価格を定めるべきところ、これを定めていなかった。</p>	<p>本事案は、不要となった自動車の処分に当たって、耐用年数超過や走行距離過多のため、価値なし（0円）と判断したものの、不用決定に必要な手続は要しないものとして、売却予定先及び売却予定価格をあらかじめ定めることなく、2者から見積を取得し、見積金額の高い者に売却したものである。</p> <p>監査結果を受けて、今後は、物品処分を行う際は、「物品処理フロー図」に基づき、複数の職員でのチェックを徹底し、再発防止に努める。</p>

教育委員会

機関名	監査結果	講じた措置
教育財務課	<p>物品の管理事務において、購入したディスプレイ2台の物品登録が行われていなかったので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>本事案は、令和6年度に行った情報機器の調達に際して、ディスプレイの取得価格が5万円を超えていたため物品登録が必要であったにもかかわらず、令和5年度に取得価格が5万円を超えない同種調達事案があり物品登録を行わなかったことから、これと同様に処理するものと誤認して、物品登録を行わなかったものである。</p> <p>監査結果を受けて、当該2点の物品について</p>

		<p>は、速やかに物品登録を実施した。</p> <p>今後は、担当者のみならず、係内、会計員、出納員など課内の複数の職員に対し、適正な物品管理事務が行われているかを、複数職員で確認するよう周知し、再発防止に努める。</p>
岐阜北高等学校	岐阜北高等学校廃棄物収集運搬業務に係る契約事務において、随意契約を締結する際に必要な見積書を微取することなく、事前決裁前に入手した見積書を契約に必要な見積書として利用し、支出負担行為の整理を行っていたので、今後は適正に処理されたい。	<p>本事案は、事前決裁書作成時の予定価格算出のため、事前に見積書を微取したが、当該見積書を、契約締結に当たって必要な書類とするとができると担当者が誤認していたことによるものである。</p> <p>監査結果を受けて、関係職員間で本事案を共有するとともに、契約締結に当たって必要な書類の確認を複数人で行うよう徹底し、再発防止に努める。</p>
加納高等学校	現物実査実施要領に基づく令和6年度の現物実査において、2名以上で確認作業をすべきところ、実査担当者1名で行われているものがあったので、今後は適正に処理されたい。	<p>本事案は、出納員及び担当者が、「物品の現物実査実施要領」で定められている事務手続を十分に理解していなかったことによるものである。</p> <p>監査結果を受けて、同要領で示す現物実査の手順について再確認を行うとともに、令和7年7月4日の職員会議の場で、職員に対し、現物実査における現物確認は必ず2名以上で行うことを周知徹底した。加えて、現物実査実施計画書兼確認書の提出時に、出納員及び担当者で記載内容について確認を徹底することとし、再発防止に努める。</p>
	物品の処分事務において、不用決定に必要な手続を行わないまま廃棄されているものがあったので、今後は適正に処理されたい。	<p>本事案は、令和6年度に電話設備更新工事を実施した際、既設の電話交換機を不用決定の手続を失念したまま破棄していたものである。</p> <p>監査結果を受けて、工事の際に発生する不用となった備品の処分についても、「物品処分フロー図」に従った手続が必要であることを出納員及び担当者で再確認するとともに、不用決定の決裁時に「物品処分フロー図」を添付して、必要な事務の流れを共有することで、適正な事務処理に努める。</p>

瑞浪高等学校	<p>現物実査実施要領に基づく令和6年度の現物実査において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 現物実査の対象物品に係る供用主任者と同一の者が実査担当者に指定されていたものがあった。</p> <p>2 2名以上で現物確認作業をすべきところ、実査担当者1名で行われているものがあった。</p>	<p>本事案は、担当者及び上席者が現物実査に関する事務手続を十分に理解していなかったことによるものである。</p> <p>監査結果を踏まえ、関係職員で現物実査実施要領を再確認し、令和7年度については、指導事項を改善して現物実査を実施している。</p> <p>今後も、同要領に基づき適切な事務処理を行うとともに、複数人で確認するなどのチェック体制を強化し、再発防止に努める。</p>
--------	---	--

公安委員会

機関名	監査結果	講じた措置
会計課	<p>物品の管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 警務課が購入した自動音声転送装置4台の取得価格について、備品代金と機器設置費・設定調整費が判然としているにもかかわらず、機器設置費及び設定調整費を含めて物品登録しており、財産の記録管理の対象となる重要物品となっていた。</p> <p>2 刑事総務課が購入した録音・録画装置（設置型）4件の取得価格を1件当たり2,464,000円として物品登録をすべきところ、取外し取付調整費825,000円を含めた3,289,000円で物品登録をしていた。</p>	<p>本事案は、備品の取得価格算定に関する担当者等の認識不足と、その算定根拠となる納品書等の確認が不十分であったことにより生じたものである。</p> <p>令和7年11月7日に、調整費等を除いた正しい取得価格で登録内容の修正を行った。</p> <p>今後は、関係職員間において、財務会計システムFAQに記載の取得価格についての該当箇所の周知徹底を図るとともに、複数職員による点検を徹底して、再発防止に努める。</p>